

平成30年4月23日開催

平成30年度 第1回 函館市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

(1) 諮問事項

国民健康保険料基礎賦課限度額の改定について

・・・1～3ページ

(2) 報告事項

平成30年度函館市国民健康保険事業特別会計予算の概要に
ついて

・・・4～7ページ

(3) 協議事項

ア 第3期特定健康診査等実施計画

別添

イ 第2期データヘルス計画

別添

(4) その他

市 民 部

(1) 諮問事項

国民健康保険料基礎賦課限度額の改定について

中間所得層の保険料負担の緩和を図るため、基礎賦課限度額を「54万円」から「58万円」に改定する。

(1) 諮問事項

国民健康保険料基礎賦課限度額の改定について

ア 賦課限度額

国民健康保険料は、所得に応じて算定しているが、所得が高額になることによつて、極端に高い保険料とならないよう、国は、これまで国民健康保険法施行令で保険料の上限額である賦課限度額を定めており、その範囲内において、それぞれ市町村が条例で規定することとなっている。

イ 賦課限度額の改定（平成30年度）

国は、「持続可能な医療保険制度の構築」を掲げ、高齢化の進展等により医療費の増嵩が続くなか、保険者努力支援制度など国保に対して、財政支援の拡充を行ってきたところであるが、国保財政においても、保険料収入を確保する必要があるため、負担感の重い中間所得層の保険料負担を軽減し、高所得層に相応の負担を求めることで、賦課限度額を段階的に引き上げてきている（下記の表「オ 賦課限度額の推移」のとおり）。

ウ 国の方針

国は、医療保険料に関する国民の公平性を確保する観点から、保険料の上限額に該当する被保険者割合（国民健康保険においては世帯割合）が、被用者保険では、0.5～1.5%の間とするように法律で定められているルールのうち、1.5%の水準を国保に採用することとし、現状国保が2.09%（推計値）であることから、賦課限度額の超過世帯割合が当面は1.5%に近づくよう、段階的に賦課限度額を引き上げていく方針を示している。

エ 本市の対応

国は、上記の方針のもと、平成26年度から平成28年度まで段階的に賦課限度額を引き上げてきたところであるが、高所得層の急激な保険料負担を考慮して、平成29年度は据え置きとしたところである。

このような中、本市では、現状の賦課限度額到達世帯の割合が2.01%（平成29年度実績）であることや負担感の重い中間所得層の負担軽減を図り、負担の公平を図る観点から平成30年度の賦課限度額については、国の方針に基づき、4万円を引き上げたい。

オ 賦課限度額の推移

年 度	医療費給付分		後期高齢者支援金等		介護納付金分		合 計	
	国	本市	国	本市	国	本市	国	本市
平成27年度	52万円	52万円	17万円	17万円	16万円	16万円	85万円	85万円
平成28年度	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	89万円
平成29年度	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	89万円
平成30年度(案)	58万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円	93万円	93万円

〈参考〉

低所得者に対する保険料軽減措置の基準の見直し

【目的】 近年の景気回復傾向による所得上昇により、保険料の軽減措置(7割・5割・2割)の該当となっている低所得者うち5割と2割の方が軽減から外れないようにするため

【内容】 軽減措置のうち5割・2割の軽減判定所得基準を、次のとおり改定する。

○軽減判定所得基準

5割軽減	現 行	33万円+ 27万円 ×被保険者数 以下
	改定(予定)	33万円+ 27.5万円 ×被保険者数 以下
2割軽減	現 行	33万円+ 49万円 ×被保険者数 以下
	改定(予定)	33万円+ 50万円 ×被保険者数 以下

○世帯人員別軽減判定所得金額

軽減区分	5割			2割		
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	1人世帯	2人世帯	3人世帯
現 行	60万円	87万円	114万円	82万円	131万円	180万円
改定(予定)	60.5万円	88万円	115.5万円	83万円	133万円	183万円

平成30年度函館市国民健康保険事業特別会計予算の概要について

【歳入】

(単位：千円)

科 目	平成30年度 予 算 額	平成29年度 予 算 額	比 較	備 考
国民健康 保 険 料	4,594,105	5,291,968	△ 697,863	一般被保険者 4,550,056 医療給付費分現年賦課分 3,059,653 後期高齢者支援金等分現年賦課分 1,010,175 介護納付金分現年賦課分 336,920 滞納繰越分 143,308 退職被保険者 44,049 医療給付費分現年賦課分 31,268 後期高齢者支援金等分現年賦課分 10,057 介護納付金分現年賦課分 1,161 滞納繰越分 1,563 【増減理由】被保険者数の減少および1人当たり保 険料引き下げに伴う保険料の減 4,439人減 (61,076人→56,637人)
使用料及び 手 数 料	1	1	0	督促手数料
国庫支出金	0	7,670,247	△ 7,670,247	【増減理由】北海道に移管されるため
療養給付費 等 交 付 金	0	603,808	△ 603,808	
前期高齢者 交 付 金	0	9,163,562	△ 9,163,562	
道 支 出 金	22,130,911	1,857,901	20,273,010	保険給付費等交付金(普通交付分) 21,695,323 (特別交付分) 433,447 健康増進事業費補助金 2,141 【増減理由】保険給付費等交付金(※1)の新設のため
共 同 事 業 交 付 金	0	9,018,143	△ 9,018,143	【増減理由】事業廃止のため
繰 入 金	2,815,000	3,080,000	△ 265,000	保険基盤安定分 1,775,036 法定軽減分 1,214,831 保険者支援制度分 560,205 職員給与費等分 454,071 出産育児一時金分 61,880 財政安定化支援事業分 444,895 その他 79,118 【増減理由】低所得者数減に伴う繰入額の減
繰 越 金	1	1	0	前年度繰越金
諸 収 入	25,426	30,109	△ 4,683	延滞金・第三者納付金・返納金等
合 計	29,565,444	36,715,740	△ 7,150,296	

【歳出】

(単位：千円)

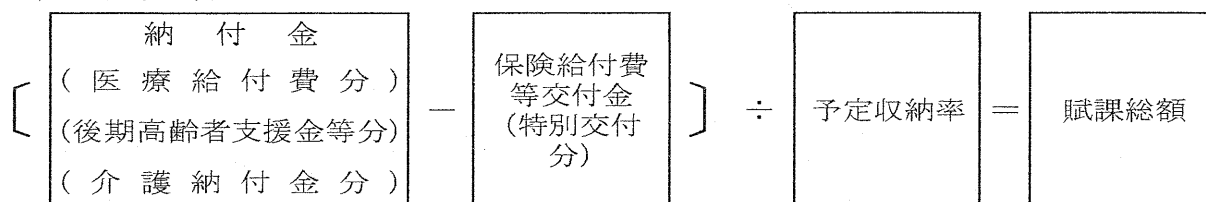
科目	平成30年度 予算額	平成29年度 予算額	比較	備考
総務費	179,508	320,369	△ 140,861	総務管理費（給付事務所要経費・国保連 合会負担金等） 71,133 徴収費（賦課事務・収納事務所要経費） 36,222 特別対策事業費（収納率向上対策・ 医療費適正化対策所要経費等） 72,153 【増減理由】都道府県単位化に伴う標準システム導入等準備経費の減
保険給付費	21,695,323	21,912,045	△ 216,722	療養給付費・療養費・高額療養費・ 高額介護合算療養費・移送費 21,534,961 一般被保険者分 21,402,236 退職被保険者分 132,725 出産育児一時金 92,867 葬祭費・審査支払委託費 67,495 【増減理由】退職被保険者数減に伴う保険給付費の減
国民健康 保険事業 納付金	7,102,377	0	7,102,377	【増減理由】国民健康保険事業費納付金(※2)の新設のため
後期高齢者 支援金等	0	3,354,788	△ 3,354,788	【増減理由】北海道に移管されるため
前期高齢者 納付金等	0	3,983	△ 3,983	
老人保健 拠出金	0	79	△ 79	
介護納付金	0	1,317,142	△ 1,317,142	
共同事業 拠出金	9	9,018,153	△ 9,018,144	退職者医療事務費拠出金 9 【増減理由】事業廃止のため
保健事業費	176,753	183,090	△ 6,337	特定健康診査等事業費 156,769 特定健康診査経費 151,916 特定保健指導経費 4,853 保健衛生普及費 19,984 脳ドック経費 10,976 国保ヘルスアップ事業経費 9,008 【増減理由】健診対象者数の減少に伴う事業費の減
諸支出金	20,421	21,441	△ 1,020	保険料過誤納金払戻金，還付加算金
職員費	389,234	363,045	26,189	
予備費	1,819	221,605	△ 219,786	
合計	29,565,444	36,715,740	△ 7,150,296	

〔制度改正によって新たに設定された科目〕

- ※1 保険給付費等交付金 : 北海道が財政運営の主体となり各市町村に支出する交付金
①普通交付分・・・函館市に係る保険給付費の全額
②特別交付分・・・保険者努力支援制度交付金や特別調整交付金など保
険料の上昇を抑制するための財源
- ※2 国民健康保険事業費納付金 : 北海道が全道の医療費を推計し，各市町村の医療費水準や所得水準を反
映し，函館市分として算定されたもの。

平成30年度 1人当たり保険料について(予算ベース)

○ 賦課総額の算定方法



1 医療給付費分(一般分)

賦 課 総 額	軽 減 額	調 定 額	被 保 険 者 数	1人当たり保険料
ア	イ	ウ=ア-イ	エ	オ=ウ/エ
4,406,796千円	1,020,333千円	3,386,463千円	56,557人	59,877円

2 後期高齢者支援金等分(一般分)

賦 課 総 額	軽 減 額	調 定 額	被 保 険 者 数	1人当たり保険料
カ	キ	ク=カ-キ	ケ	コ=ク/ケ
1,430,667千円	307,388千円	1,123,279千円	56,557人	19,861円

3 介護納付金分

賦 課 総 額	軽 減 額	調 定 額	被 保 険 者 数	1人当たり保険料
サ	シ	ス=サ-シ	セ	ソ=ス/セ
491,627千円	101,097千円	390,530千円	18,036人	21,653円

○ 1人当たり保険料の比較

区 分	H30 予 算	H29 予 算	伸 率
医 療 給 付 費 分	59,877円	60,424円	△ 0.91%
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	19,861円	21,939円	△ 9.47%
小 計	79,738円	82,363円	△ 3.19%
介 護 納 付 金 分	21,653円	28,110円	△ 22.97%
合 計	101,391円	110,473円	△ 8.22%

平成30年度 国民健康保険事業の取り組みについて

1 収納率向上対策事業

予算額 20,964千円
(前年度予算 19,920千円)

(1) 徴収対策の強化【継続】

- ア 現年度分保険料の徴収体制の強化
 - ・ 納期内納付の徹底
 - ・ 早期差押の実施
- イ 滞納繰越分保険料の徴収体制の強化
 - ・ 財産調査および差押の徹底

2 医療費適正化対策事業

予算額 28,932千円
(前年度予算 37,627千円)

(1) 診療報酬明細書点検等の推進【継続】

- ア 第三者行為求償事務の実施
- イ 診療報酬明細書点検の実施
- ウ 柔道整復施術療養費に係る患者調査等の実施

(2) 医療費通知の見直し【継続】

(3) 第2期データヘルス計画策定【継続】

3 保健事業

予算額 176,753千円
(前年度予算 183,090千円)

(1) 特定健康診査等の推進【継続】

- ア 受診勧奨の実施
 - ・ 個別勧奨の実施
 - ・ 広報媒体等の活用
- イ 受診環境の整備

(2) 脳ドック事業の推進【継続】

(3) 第2期データヘルス計画個別事業の実施

- ア 個別事業の展開
 - ・ 個別事業の内容は、現在第2期計画にて策定中